

日本看護協会の

ますます安心・充実の補償へ！

看護職賠償責任保険制度のご案内

Web募集
12月中旬
開始！

日々の看護業務で起こりうる
トラブルやリスクから
あなたは守られていますか？

2023年からは、これらも全部補償されます！

※お支払いには条件があります。詳細については重要事項説明書、約款等をご確認ください。

1

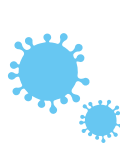


業務中に階段から転落してしまい、
しばらく通院することになってしまった…

NEW

業務上の偶然のケガによる
入院・通院を補償！

2



新型コロナウイルスに感染して
入院することになってしまった…

NEW

特定感染症^(*1)による
入院・通院も補償対象に！
(新型コロナウイルス感染症^(**2)含む)

3



患者やご家族から
誹謗中傷を受けた…

NEW

ハラスメント^(**3)を
受けた場合の弁護士費用
(争訟費用・着手金等)を補償！

従来の補償



対人賠償



対物賠償



人格権侵害



初期対応費用



法律相談費用



傷害死亡・
後遺障害



針刺し補償

しかも

掛金は今までと同じ 年間2,650円

中途加入も随時受付



補償内容の概要

		2022年度まで	2023年度から
賠償事故への補償	対人賠償	1事故 5,000万円限度 (補償期間中1億5,000万円まで)	
	対物賠償	1事故 100万円限度 (補償期間中100万円まで)	
	人格権侵害	1事故 5,000万円限度 (補償期間中5,000万円まで)	
	初期対応費用	1事故 500万円限度 (うち身体障害についての見舞費用1被害者につき10万円限度)	
ハラスメント補償	法律相談費用	1事故 10万円限度 (補償期間中30万円まで)	補償拡大*
	弁護士費用	—	① 1事故・期間中100万円限度
傷害事故への補償	傷害死亡・後遺障害	傷害による死亡・後遺障害(1~3級) 66.3~85万円	
	針刺し補償	HBV 1.8万円、HCV 18万円、HIV 60万円	
	ケガの補償	—	② 入院日額5,000円、通院日額2,000円
	感染症の補償	—	③ 一類~三類感染症+指定感染症+新型コロナウイルス感染症(*2)での入院・通院を補償

① ハラスメント(*3)を受けた場合の弁護士費用(争訟費用・着手金等)を補償!

法律相談費用に加えて、弁護士費用も補償されます。ただし弁護士費用に関しては、ハラスメントを受けた事実が明らかになった場合に限りです。

※法律相談費用については従来から補償対象としていた「セクハラ」「パワハラ」に加え、「カスタマーハラスメント」についても補償対象となります。

加入者
限定

ハラスメントに関するご相談は
「看護職賠償責任保険制度」ハラスメント相談窓口
ご相談は、東京海上日動メディカルサービス株式会社でお受けしています。

TEL: 0120-515-404

受付時間: 平日 10:00~17:00 (土・日・祝日は休業)

② 業務上の偶然的ケガによる入院・通院を補償!

これまでは、業務中の偶然的事故により死亡もしくは後遺障害が生じた場合のみ補償対象でしたが、これからは、業務中に負った偶然的ケガで入院・通院した場合にも保険金をお支払いします。

③ 特定感染症(*1)による入院・通院も補償対象に!(新型コロナウイルス感染症(*2)含む)

これまでは血液曝露事故による感染の場合のみの補償でしたが、これからは新型コロナウイルス感染症(*2)を含む特定感染症(*1)に罹患した場合にも保険金をお支払いします。

忙しい皆様を、Web手続きで「もっと」サポート!

郵便局に
行かない!



どこでも
簡単に
お申込み!
(*5)



(*1)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*2)または同条第8項の規定に基づく指定感染症(*4)をいいます。

(*2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。である)に限ります。(2022年4月1日現在、感染症法第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。)

(*3)セクハラ・パワハラ・カスタマーハラスメント等迷惑行為

(*4)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りです。

(*5)午前4時から午前6時は定期メンテナンスのため、お手続きができません。また、左記時間以外にも臨時のメンテナンスを行うことがございますので、ご了承ください。

詳しくはこちらから! → 看護職賠償責任保険制度ホームページ: <https://li.nurse.or.jp/>

看護職賠償責任保険制度のご案内リーフレットや詳細な内容やQ&Aが記載されたてびき、各看護職の方へのチラシなどもご覧いただけます。



※保険のご加入には日本看護協会会員資格が必要になります。日本看護協会の入会は各都道府県看護協会までお問い合わせください。

本チラシは、看護職賠償責任保険制度(看護職賠償責任保険および総合生活保険)の概要をご説明したものです。加入申し込みの際は必ず専用のパンフレット・重要事項説明書や看護職賠償責任保険制度ホームページをご確認のうえ、お手続きをお願いします。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先	資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは 看護職賠償責任保険制度コールセンター	TEL: 0120-088-073 (受付時間: 平日 9:00~20:00 土・日・祝日 9:00~17:00)
	取扱代理店 株式会社日本看護協会出版会	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2日本看護協会ビル4F TEL: 03-5778-5781 (受付時間: 平日 10:00~17:00)
	引受保険会社 (幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 (担当部署) 医療・福祉法人部 損害保険ジャパン株式会社 / 三井住友海上火災保険株式会社	TEL: 03-3515-4143 (受付時間: 平日 9:00~17:00)